

令和7年5月1日（木曜日）第3回臨時会

○出席議員（16名）

1 番	柏 倉 信 一	議員	2 番	佐 藤 政 人	議員
3 番	野 口 康 一 郎	議員	4 番	児 玉 崇	議員
5 番	月 光 裕 晶	議員	6 番	安 孫 子 義 徳	議員
7 番	太 田 陽 子	議員	8 番	佐 藤 耕 治	議員
9 番	後 藤 健 一 郎	議員	10 番	渡 邊 賢 一	議員
11 番	伊 藤 正 彦	議員	12 番	古 沢 清 志	議員
13 番	太 田 芳 彦	議員	14 番	沖 津 一 博	議員
15 番	荒 木 春 吉	議員	16 番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋 藤 真 朗	市 長	猪 倉 秀 行	副 市 長
佐 藤 志津男	教 育 長	小 林 博 之	財 政 課 長
安孫子 廣 美	税 務 課 長	武 田 栄 治	建 設 管 理 課 長
渡 邊 健 一	農林課長（併） 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	東海林 茂 美	学 校 教 育 課 長

○事務局職員出席者

高 橋 良 子	事 務 局 長	伊 藤 正 弘	局 長 補 佐
堀 和 敏	総 務 係 主 任	熊 谷 拓 哉	総 務 係 主 事

議事日程第1号

第3回臨時会

令和7年5月1日(木)

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

〃 2 会期決定

〃 3 諸般の報告

(1) 山形県市議会議長会第153回定期総会の報告について

(2) 第77回東北市議会議長会定期総会の報告について

〃 4 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 5 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 6 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

〃 7 質疑

〃 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)

〃 9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)

〃 10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

〃 11 議第38号 令和7年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)

〃 12 議第39号 寒河江市立寒河江中部小学校普通教室増築工事請負契約の締結について

〃 13 議第40号 土地の取得について

〃 14 議第41号 損害賠償の額を定めることについて

〃 15 議案説明

〃 16 委員会付託

〃 17 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会

午前9時30分

ただいまから令和7年第3回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、こ

○柏倉信一議長 おはようございます。

れより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本臨時会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○**柏倉信一議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、5番月光裕晶議員、10番渡邊賢一議員、15番荒木春吉議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**柏倉信一議長** 日程第2、会期決定を議題いたします。

議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。荒木議会運営委員長。

〔荒木春吉議会運営委員長 登壇〕

○**荒木春吉議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について報告申し上げます。

本日招集になりました令和7年第3回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る4月25日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数などを勘案し、本日1日間とし、お示ししております第3回臨時会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**柏倉信一議長** お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第3回臨時会日程

令和7年5月1日（木）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
5月 1日（木）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、報告、質疑、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○**柏倉信一議長** 日程第3、諸般の報告であります。

（1）山形県市議会議長会第153回定期総会の報告について、（2）第77回東北市議会議長

会定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

報 告

○**柏倉信一議長** 日程第4、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

から、日程第 6、報告第 4 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてまでの 3 案件を一括議題といたします。

市長から説明を求めます。齋藤市長。

〔齋藤真朗市長 登壇〕

○齋藤真朗市長 おはようございます。

報告第 2 号から報告第 4 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてまでの 3 案件を一括して御説明申し上げます。

報告第 2 号は、令和 6 年 1 月 31 日に寒河江市高田一丁目地内において発生した車両破損事故でございます。

報告第 3 号は、令和 7 年 2 月 8 日に山形自動車道高架下高屋橋付近において発生した除雪車両による車両破損事故でございます。

報告第 4 号は、令和 7 年 2 月 14 日に市役所重機庫前において発生した公用車による車両破損事故でございます。

以上 3 案件について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げます。

なお、賠償金につきましては、報告第 2 号は施設所有管理者賠償責任保険、報告第 3 号及び報告第 4 号は全国市有物件災害共済金からそれぞれ全額支出されるものでございます。

以上であります。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第 7、これより質疑に入ります。

初めに、報告第 2 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第 3 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第 4 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第 8、承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）から、日程第 14、議第 41 号損害賠償の額を定めることについてまでの 7 案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第 15、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。齋藤市長。

〔齋藤真朗市長 登壇〕

○齋藤真朗市長 初めに、承認第 2 号、承認第 3 号及び承認第 4 号の専決処分の承認を求めることについて、3 案件とも関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う、市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正の 3 案件について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、議第 38 号令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、地域農業経営基盤強化促進計画の早期実現のため、国の交付金を活用し、地域の中核となる担い手に対して経営改善に必要な農業用機械の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金の追加を行うものです。

その結果、歳入歳出それぞれ272万7,000円を追加し、予算総額を234億7,272万7,000円とするものでございます。

次に、議第39号寒河江市立寒河江中部小学校普通教室増築工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第40号土地の取得についてを御説明申し上げます。

寒河江中央工業団地調整池用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第41号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

本件は、令和7年2月8日に寒河江市チェリーランド駐車場出入口ゲートにおいて発生した落雪による車両破損事故について損害賠償の額を確定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上7案件について御説明を申し上げましたが、詳細については関係課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認並びに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 安孫子税務課長。

〔安孫子廣美税務課長 登壇〕

○**安孫子廣美税務課長** 私から、承認第2号、承認第3号及び承認第4号の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

これら3案件につきましては、地方税法等の一部が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、関係する条例の一部を改正したものでございます。

主な改正点を御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）の改正内容につきましては、個人市民税から申し上げますと、所得控除として控除対象の19歳以上23歳未満の子などの所得要件を拡大し、所得に応じて控除額を段階的に減ずる特定親族特別控除を新たに創設するものです。こちらは、令和8年1月1日施行のため、令和8年度の個人住民税から適用されます。

次に、軽自動車税ですが、令和7年11月から適用される新たな排ガス規制へ対応する新基準の原動機付自転車の開発が進められております。この新基準の原動機付自転車、総排気量が50ccを超え125cc以下であり、かつ最高出力4.0キロワット以下に制御したものを新たに追加するので、軽自動車税（種別割）の税率を年額2,000円とするものです。

次に、たばこ税ですが、加熱式たばこの課税方式について、国のたばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても紙巻たばこの課税の公平性、適正化の観点から見直すものです。現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする見直しがなされます。なお、激変緩和措置として、令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で課税方式の見直しが実施されます。

16ページを御覧ください。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）の改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴う当該条例の条項の項ずれの改正や引用規定の追加でございます。

19ページを御覧ください。

承認第4号専決処分の承認を求めることにつ

いて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の改正内容につきましては、国民健康保険税における医療分の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に引き上げるとともに、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。また、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円とし、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

以上、よろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** 小林財政課長。

〔小林博之財政課長 登壇〕

○**小林博之財政課長** 私から、議第38号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の詳細について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、農地利用効率化等支援交付金を活用し、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の早期実現のため、地域の中核となる担い手に対して経営改善に必要な農業用機械等の導入を支援するものでございます。このたび県から交付金の配分通知を受けたことや、早期の事業完了により補助事業の効果を最大限発揮できることなどから、このたび上程させていただくものでございます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、補正予算書4ページの事項別明細書を御覧ください。

15款県支出金ですが、2項4目の農地利用効率化等支援交付金は、地域計画に位置づけられた農業者が融資を受けて農業改善の取組に必要な農業用機械等を導入する場合に交付されるもので、補助率は対象経費の10分の3、上限300万円で、県を通じ国から交付されるものでございます。

歳入は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 渡邊農林課長。

〔渡邊健一農林課長（併）農業委員会事務局長 登壇〕

○**渡邊健一農林課長（併）農業委員会事務局長**

それでは、歳出につきまして私から御説明申し上げます。

事項別明細書5ページを御覧ください。

6款1項2目農業総務費であります。農地集積・集約化対策事業に農地利用効率化等支援交付金として272万7,000円を計上するものであります。

事業内容は、地域の中核となる担い手の農業法人が国の採択を受け実施する経営改善に必要な米乾燥調製機械の導入事業に対し、交付金を交付するものであります。また、今年産米の収穫時期に間に合うよう、速やかに事業を進めてまいりたいと考えております。

歳出は以上となります。

よろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** 東海林学校教育課長。

〔東海林茂美学校教育課長 登壇〕

○**東海林茂美学校教育課長** 私から、議第39号寒河江市立寒河江中部小学校普通教室増築工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書22ページ、23ページを御覧ください。

寒河江中部小学校普通教室増築工事につきましては、3月19日に事後審査型条件付一般競争入札の公告をしたところ、入札参加申請期限の3月27日までの間に市内に本社を置く4社から参加申込みがありました。事前に入札参加資格を確認した上で4月9日に入札を執行した結果、株式会社高木が2億3,100万円で落札者と決定いたしました。同社とこのたびの工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 小林財政課長。

〔小林博之財政課長 登壇〕

○**小林博之財政課長** 議第40号土地の取得についての詳細について御説明申し上げます。

議案書24ページ、25ページを御覧ください。

寒河江中央工業団地調整池につきましては、平成2年からの寒河江中央工業団地第2次拡張事業を施行する際、工業団地内から発生する雨水排水量を調整するため、寒河江市土地開発公社が暫定的に整備し、維持管理してきたものでございます。

雨水を排水するための沼川バイパス、これが平成14年に整備されたものの、近年の局地的豪雨等を鑑みますと、調整池としての役割はこれからも継続していく必要があると考えております。市が調整池用地を取得して維持管理を行うことで、地域住民の安全確保を関係課が一体となって努めていくことができることから、土地取得の売買契約を締結するに当たり、議会の議決をいただくとするものでございます。

なお、購入に係る予算につきましては、令和7年寒河江市議会第1回定例会で令和7年度寒河江市一般会計予算の財産管理事業に計上し、御可決をいただいたところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 武田建設管理課長。

〔武田栄治建設管理課長 登壇〕

○**武田栄治建設管理課長** 私からは、議第41号損害賠償の額を定めることについての詳細について御説明申し上げます。

議案書26ページ、27ページを御覧ください。

令和7年2月8日午後2時頃、損害賠償請求者が運転する車両が寒河江市チェリーランド西側の市が所有するゲートがある出入口から国道112号へ出る際に、そのゲートの屋根に積もった雪が滑り落ち、損害賠償請求者が運転する車両の屋根を直撃し、車両の一部が破損したものです。

損害賠償請求者との間に示談書を取り交わすに当たり損害賠償額を確定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、この議第41号の賠償金については、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から補填されるものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

委 員 会 付 託

○**柏倉信一議長** 日程第16、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号から議第41号までの7案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**柏倉信一議長** 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、承認第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、承認第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、承認第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第40号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第41号に対する質疑はありませんか。

月光議員。

- 月光裕晶議員** この案件に関してですけれども、今年雪が多かったからということで発生したもののなのか、ふだんから毎年落ちてくるようなもののなのかということと、どんな壊れ方をしたのかちょっとお聞きしたいです。額が額なもので。

○**柏倉信一議長** 武田建設管理課長。

○**武田栄治建設管理課長** それでは、ただいまの質問にお答えします。

今回の出入口ゲートからの落雪については、2月上旬の寒波の影響で降雪が多いときでありました。このときは、2月5日から2月9日までの5日間は連続して一斉除雪が出たときです。その期間にあった事故なんですけれども、例年より多く雪が積もったこともあり、屋根にくっつく雪庇も大きくなって、通常ですと通路側には落ちない屋根の構造なんですけれども、それが通路側に多く落雪があったということでこのような事故が起こった次第であります。

被害の状況につきましては、車の屋根がかなり広い面積でへこんでおりますので、屋根は全部取り替えるというふうな修理を行うと聞いております。

以上です。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。

そうしますと、今年だけのことで、構造上の問題ではないということで理解してよろしいでしょうか。

○**柏倉信一議長** 武田建設管理課長。

○**武田栄治建設管理課長** そうですね、今回はたまたま車が通りかかったときに落ちた落雪なの

で、絶対ないかというふうなことは、これまでなかったのかどうかということをはっきりは言えないんですけれども、本当にこのたびの事故については降雪量が多かったというのが原因だったので、構造上は通路側には落ちないようになっておりますので、そのような問題はないと思っております。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 今年も、来年にもなるかと思うんですけれども、雪が少ないとは言いきれないとは思っているので、また同じような事案が起きる可能性は全くはないでしょうから、ぜひもう一度精査していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○**柏倉信一議長** ほかにありませんか。後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 私もその点についてお伺いさせていただきますと思います。

さきの議第40号のときに調整池の話が出ました。結局、雨なんていうのは何年に一度という大雨がいつ起きるか分からないので、今回この調整池を取得して市で管理するということだと思います。つまり雪についても結局同じだと思うんですね。大雪がいつ起きるか分からないと、何年の大雪というのがどれぐらいの頻度で起こるか分からないということもあるかと思うんですが、例えば除雪であれば何センチ積もると一斉除雪しますよとかという基準があるかと思います。この屋根については、多分簡単に除雪できるような高さではないと思うんですが、例えばこれぐらい積もったときには除雪をしなくちゃいけないとかという基準というものが私も必要ではないかと思うんですが、その点とかは今後についてどのようにお考えでしょうか。

○**柏倉信一議長** 武田建設管理課長。

○**武田栄治建設管理課長** 今後の対策についてですけれども、チェリーランドさんと協力をしながら、屋根の降雪量に注意を払ってあそこに注意喚起の看板を置くなど、また、雪下ろしが必

要な雪の量だというふうに判断した場合には雪下ろしをするなどの対策を考えてまいりたいと思っています。何センチ積もったから下ろすとかという基準は今のところ考えておりませんが、常にチェリーランドさんと協力して注意はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 はい、分かりました。

今回、チェリーランドには例えばギャザリングスポットという新しい場所ができたり、そしてCLAPINができたりということで、これまで以上に来る人が多くいらっしゃると思います。多く人がいらっしゃるということはこういう事故が起きる可能性も高くなるということだと思いますので、ぜひその対策については今後練っていただきたいと思います。

○柏倉信一議長 要望ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、議第38号令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号寒河江市立寒河江中部小学校普通教室増築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号土地の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時06分

○柏倉信一議長 以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第3回寒河江市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 月 光 裕 晶

会議録署名議員 渡 邊 賢 一

会議録署名議員 荒 木 春 吉